

表3 法令に基づく水質検査

水質検査表(2) 水質基準

目番	水質基準項目	基本検査頻度	能頻度※1	検査計画頻度(回/年) 浄水場出口※2	設定理由等(守谷系浄水)
1	一般細菌	1回/月	1回/月	12	省略不可項目
2	大腸菌	1回/月	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	安全確認のため年4回
4	水銀及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
5	セレン及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
6	鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
8	六価クロム化合物	1回/3月	1回/3年	4	
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	1回/3年	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	1回/3月	6	安全確認のため年6回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	1回/3月	4	規則第15条第1項3号より年4回
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	1回/年	4	安全確認のため年4回
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
14	四塩化炭素	1回/3月	1回/3年	4	
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	1回/3年	4	
16	エチレン	1回/3月	1回/3年	4	
17	ジクロロメタン	1回/3月	1回/3年	4	
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	4	
19	トリクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	4	
20	ベンゼン	1回/3月	1回/3年	4	
21	塩素酸	1回/3月	1回/3月	6	
22	クロ酢酸	1回/3月	1回/3月	6	規則第15条第1項3号により、概ね3か月に1回だが、夏季は水道水温が上昇し、次亜塩素素も多く使用することから、水温と次亜塩素素注入量に比例して上昇する消毒副生成物は、3か月に1回に加えて7、8月も検査する。
23	クロホルム	1回/3月	1回/3月	6	
24	ジクロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	6	
25	ジブromoクロロメタン	1回/3月	1回/3月	6	
26	臭素酸	1回/3月	1回/3月	6	
27	総トリハロメタン	1回/3月	1回/3月	6	
28	トリクロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	6	
29	ブromoジクロロメタン	1回/3月	1回/3月	6	
30	ブromoホルム	1回/3月	1回/3月	6	
31	ホルムアルデヒド	1回/3月	1回/3月	6	
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	安全確認のため年4回
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	4	
34	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
35	銅及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	4	
37	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
38	塩化物イオン	1回/月	1回/月	12	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	1回/3月	4	規則第15条第1項3号より年4回
40	蒸発残留物	1回/3月	1回/3月	4	安全確認のため年4回
41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3年	4	
42	ジェオスミン	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	4	※3 四半期毎(3, 6, 9, 12月)に実施(県水)
43	2-メチルイソボルネオール	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	4	安全確認のため年4回
44	非イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3年	4	
45	フェノール類	1回/3月	1回/3年	4	省略不可項目
46	有機物(TOCの量)	1回/月	1回/月	12	
47	pH値	1回/月	1回/月	12	
48	味	1回/月	1回/月	12	
49	臭気	1回/月	1回/月	12	
50	色度	1回/月	1回/月	12	
51	濁度	1回/月	1回/月	12	

※1 これまでの検査結果から省略可能な頻度(最低必要な頻度)

※2 浄水場出口に関しては、安全性を確認するため、省略は行わず、基本検査頻度以上実施します。

※3 県水の水源において、臭気の原因(藻類に限らず魚卵など)となるものが発生するおそれがあるため。